デジタル技術の活用による豊かで便利な社会づくり条例

近年、デジタル技術は、その利用機会と可能性が日々拡大しており、人々の生活や経済活動に大きな変化をもたらし、産業構造の変革を誘発するのみならず、急速に進む人口減少や少子高齢化により生ずる様々な地域社会の課題の解決に資するものと期待されている。

本県は、自動車産業を始めとする幅広いモノづくり産業の世界有数の集積地であるとともに、商業、農林水産業等の多様な産業がバランスよく発展しており、その経済基盤や暮らしやすさを背景として成長し続けている。一方で、本県の産業は、世界的なエネルギー問題、地球環境問題、労働力人口の減少等の課題への対応が避けられない状況にある。

このため、本県が今後も成長を続けていくためには、産業を取り巻く状況の変化や急速なデジタル技術の進展に対応しながら、新たな価値を生み出していくことが必要である。

また、人口減少や少子高齢化の問題は、県内の全ての地域が活力を維持し、豊かな地域社会を実現していく上で、向き合わなければならない重要な課題であり、その解決に向けては、人と人とをつなぎ、地域社会の活力ある発展をもたらすデジタル技術を、県民の理解を深めながら一層活用していくことが必要である。

その上で、行政においては、デジタル技術を活用した民間による経済の発展につながる取組や様々な主体が行う地域社会の課題の解決に向けた取組を支援し、促進しながら、より質が高く持続可能な行政運営に資する事務の効率化や高度化、県民生活の利便性の向上に向けた取組を行うことが求められている。

一方、デジタル技術の活用に当たっては、その利用に制約がある者や不自由を感じる者も少なくないことや、誤情報の流通等の様々なリスクがあることに留意しなければならない。

こうした認識の下、県、市町村、事業者及び県民が一体となって、デジタル社会の形成に向けた基本理念を共有し、デジタル技術を一層活用することにより、全ての県民が豊かさを実感できる社会を実現することを目指し、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第一条　この条例は、デジタル社会の形成に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、デジタル社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県の経済の更なる発展、地域社会の課題の解決及び持続的な発展並びに県民生活の利便性の向上を図り、もって全ての県民の豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　デジタル技術　インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。

二　デジタル社会　デジタル技術を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となり、県民が豊かさを実感できる社会をいう。

（基本理念）

第三条　デジタル社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

一　デジタル技術の進展が、本県の産業構造に変革をもたらしていることに鑑み、その活用により、生産性の向上、多様な就業の機会の創出及び新事業の創出が図られ、産業競争力の強化に寄与するものであること。

二　デジタル技術が、急速な人口減少及び少子高齢化の進展その他の社会の変化により生ずる地域社会の課題を解決する上で有用な手段であることに鑑み、その活用により、全ての県民が豊かさを実感できる社会の実現に寄与するものであること。

三　デジタル技術が、行政サービスを持続的に提供する上で有用な手段であることに鑑み、その積極的な活用により、県民の立場に立った質の高いサービスが持続的に提供され、県民生活の利便性の向上が図られるものであること。

２　デジタル社会の形成は、デジタル技術の活用が目的ではなく、手段の一つであるという認識の下に推進されなければならない。

３　デジタル社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できるよう、デジタル技術の活用に係る機会又は必要な能力における格差の解消に取り組まなければならない。
４　デジタル技術の活用に当たっては、個人及び団体の権利利益を害さないよう、適切な情報セキュリティ対策が講じられなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　県は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成の重要性に関して、事業者及び県民の理解を深めるよう努めるものとする。

（市町村との連携）

第五条　県は、デジタル社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との連携に努めるものとする。
２　県は、市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策について、市町村に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第六条　事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動において積極的にデジタル技術を活用し、デジタル社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第七条　県民は、基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、県又は市町村が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第八条　知事は、デジタル社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

２　基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　デジタル社会の形成に関する施策の基本となる事項

二　デジタル社会の形成に関する目標

三　前二号に掲げるもののほか、デジタル社会の形成に関し必要な事項

３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

４　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

５　知事は、デジタル技術の進展及び普及等の環境の変化並びにデジタル社会の形成に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて基本計画の見直しを行うものとする。

６　第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（産業競争力の強化）

第九条　県は、デジタル技術を導入する事業者に対する支援、デジタル技術を活用した新事業の創出並びにデジタル技術の社会実装及び実証に対する支援その他のデジタル技術の活用による産業競争力の強化に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　県は、デジタル技術を活用した多様で柔軟な働き方の促進、生産性の向上及び業務の効率化の促進その他の働き方改革の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（地域社会の課題の解決）

第十条　県は、子育て、介護、医療、教育、防災、防犯、社会資本整備、交通、観光、文化振興その他の分野におけるデジタル技術を活用した地域社会の課題の解決に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

（行政サービスの利便性の向上等）

第十一条　県は、デジタル技術を活用した行政手続その他の行政サービスの利便性及び質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　県は、デジタル技術の活用により行政事務の効率化及び高度化を図るよう努めるものとする。

（人材の育成及び活用）

第十二条　県は、デジタル社会の形成を推進するため、産業、地域、行政その他の社会のあらゆる分野におけるデジタル社会の実現を担う人材の育成及び活用に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（活用の機会等の格差の解消及び啓発等の充実）

第十三条　県は、全ての県民がデジタル技術の活用によりもたらされる恩恵を享受できるよう、県民のデジタル技術の活用に係る機会又は必要な能力における格差の解消に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

２　県は、県民がデジタル社会における様々なリスクに対処し、自身の目的に応じて、デジタル技術を用いた情報を適切に活用できるようにするため、啓発及び学習の機会の充実等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十四条　県は、デジタル社会の形成に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。